

特別養護老人ホーム七日町こまくさ園 重要事項説明書

(山形県指定事業所番号 山形県0670100791号)

特別養護老人ホーム七日町こまくさ園はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご案内いたします。

特別養護老人ホーム七日町こまくさ園のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護3」・「要介護4」・「要介護5」の認定をされた方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

目次

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所いただく場合	11
7. 身元引受人等について	13
8. 苦情の受付について	14
〈重要事項説明書付属文書〉	15

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 七日町こまくさ会 |
| (2) 法人所在地 | 山形県山形市七日町四丁目5番20号 |
| (3) 電話番号 | 023-628-6000 |
| (4) 代表名氏名 | 理事長 田邊 美智子 |
| (5) 設立年月日 | 平成10年7月21日 |

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類
指定介護老人福祉施設

(2) 施設の目的

特別養護老人ホーム七日町こまくさ園は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| (3) 施設名称 | 特別養護老人ホーム 七日町こまくさ園 |
| (4) 施設の所在地 | 山形県山形市七日町四丁目5番20号 |
| (5) 電話番号 | 023-628-6000 |
| (6) 施設長氏名 | 田邊 美智子 |
| (7) 特別養護老人ホーム七日町こまくさ園の運営方針 | |

①当社会福祉法人は、老人福祉事業を行うにあたり、公共性の高い組織として、人間の尊厳すべての人の命の大切さを認識し、深い愛と感謝の心をモットーに高齢者の幸せと自立を願って高齢社会における地域福祉の拠点となることに努める者である。

②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。

③明るく、清潔で家庭的な環境のもとで地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- | | |
|-----------|------------|
| (8) 開設年月日 | 平成11年7月19日 |
| (9) 利用定員 | 90人 |

3. 居室の概要

特別養護老人ホーム七日町こまくさ園では以下の居室・設備をご用意しています

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	24室	従来型個室 多床室 多床室 全室水洗トイレ
2人部屋	10室	
4人部屋	14室	
合計	48室	
食堂	5室	
機能訓練室 兼スカイルーム	3室	[主な設置機器] 平行棒、滑車等
浴室	5室	一般浴・特殊浴槽・チェア浴槽
医務室	1室	

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

〈居室の変更〉

- (1) ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
- (2) 感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者（個室への入所期間が30日以内に限る）
- (3) 著しい精神状態等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

上記に該当する場合は、ご家族との協議の上実施するものといたします。

4. 職員の配置状況

特別養護老人ホーム七日町こまくさ園では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

令和4年10月現在〔単位：名〕

職種	常勤換算※1	指定基準※2
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	31名	31名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	3名	3名

5. 機能訓練指導員	1名(兼務)	1名(兼務可)
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	1名(嘱託医)	1名(非常勤可)
8. 栄養士	1名	1名
9. 調理員	2名	必要数
10. 事務員	2名	必要数

※1 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数(小数点以下切り捨て)

※2 指定基準：利用定員90名(満床時)に対しての必要配置人数

〈主な職種 of 勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 医師(内科)	週1回 2時間
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早朝： 7：15～16：15 4～5名 日中： 9：45～18：45 4～5名 夜間： 16：30～翌9：30 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日中： 8：30～17：30 2名
4. 機能訓練指導員	毎週月～金曜日

5. 提供するサービスと利用料金

特別養護老人ホーム七日町こまくさ園が提供するサービスについては、次の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第3条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割(～7割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食 事

- ・ 特別養護老人ホーム七日町こまくさ園では、管理栄養士等の立てる献立により、栄養並びにご利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていた

だくことを原則としています。

(食事時間) 朝食： 8：00～ 9：00
昼食： 12：00～13：00
夕食： 18：00～19：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います
- ・寝たきりでも機械浴槽等を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービスの利用料金〉

(契約書第7条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

また、厚生労働省が定める告示等により、感染症対応のため特例適用の金額として基本報酬に厚生労働省が定める額が上乗せされる場合があります。利用料につきましては上乗せ後の金額で計算された金額となります。

〈基本施設サービス費〉

R6.4.1 改正

ご利用者の 要介護度	単位	1日当たりの負担金		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	589単位/日	589円	1,178円	1,767円
要介護2	659単位/日	659円	1,318円	1,977円
要介護3	732単位/日	732円	1,464円	2,196円

要介護 4	802単位/日	802円	1,604円	2,406円
要介護 5	871単位/日	871円	1,742円	2,613円

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

1日当たりの利用料金[単位×10.00円]

加算名	単位数	利用料金 (×10.00円)	自己負担額			
			1割	2割	3割	
日常生活継続支援加算	36単位/日	360円	36円	72円	108円	
看護体制加算	(Ⅰ)	4単位/日	4円	8円	12円	
	(Ⅱ)	8単位/日	80円	8円	16円	24円
夜勤職員配置加算	(1・ロ)	13単位/日	130円	13円	26円	39円
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	12単位/日	120円	12円	24円	36円	
外泊時費用加算	246円/日	2,460円	246円	492円	738円	
初期加算	30単位/日	300円	30円	60円	90円	
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	110円	11円	22円	33円	
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	90単位/月	900円	90円	180円	270円	
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	110単位/月	1,100円	110円	220円	330円	
療養食加算	6単位/回	60円	6円	12円	18円	
配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)	650単位/日	6,500円	650円	1,300円	1,950円	
配置医師緊急時対応加算(深夜)	1,300単位/日	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円	
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	720円	72円	144円	216円	
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	1,440円	144円	288円	432円	
看取り介護加算(Ⅰ) 死亡日前日及び前々日	680単位/日	6,800円	680円	1,360円	2,040円	

看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日	1,280単位/日	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円
安全対策体制加算（初日のみ）	20単位/日	200円	20円	40円	60円
介護職員処遇改善加算 （R6.5.31まで）	（Ⅰ）	8.3%			
	（Ⅱ）	6.0%			
	（Ⅲ）	3.3%			
介護職員等特定処遇改善加算 （R6.5.31まで）	（Ⅰ）	2.7%			
	（Ⅱ）	2.3%			
介護職員等ベースアップ等支援加算 （R6.5.31まで）	1.6%				
介護職員等処遇改善加算 （R6.6.1より）	（Ⅰ）	14.0%			
	（Ⅱ）	13.6%			
	（Ⅲ）	11.3%			
	（Ⅳ）	9.0%			

①日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定割合以上入所して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置

②看護体制加算

ア. 看護体制加算（Ⅰ） 常勤の看護師の配置

イ. 看護体制加算（Ⅱ） 基準を上回る看護職員の配置

③夜間職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

④個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑤外泊時費用 ※1月につき6日を限度に算定

病院等に入院した場合、及び外泊を行った場合。

⑥初期加算

入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後30日に限り加算

⑦栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成、実施及び評価を行った場合

⑧口腔衛生管理加算

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等が、入所者に対し、口腔ケアを行った場合

⑨療養食加算

利用者の病状等に応じて、適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合

⑩配置医師緊急時対応加算（早朝又は夜間）

配置医師が早朝又は夜間の時間帯に緊急時に当施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合

⑪配置医師緊急時対応加算（深夜）

配置医師が深夜時間帯に緊急時に当施設を訪問して、入所者に対して診療等の対応を行った場合

⑫看取り介護加算

医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合

⑬安全対策体制加算

事故発生の防止のための対策等を行った場合

⑬介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事が目的

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(日 額)

対象者		区分 利用 者 負担	居住費		食費
			多床室	従来型 個室	
生活保護受給のかた		段階 1	0円	320円	300円
世帯 全員 が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給のかた				
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下の方	段階 2	370円(R6.7.31まで) 430円(R6.8.1から)	420円(R6.7.31まで) 480円(R6.8.1から)	390円
	非課税かつ本人年金収入等が80 万円超120万円以下	段階 3 ①	370円(R6.7.31まで) 430円(R6.8.1から)	820円(R6.7.31まで) 880円(R6.8.1から)	650円
	非課税かつ本人年金収入等が12 0万円超	段階 3 ②	370円(R6.7.31まで) 430円(R6.8.1から)	820円(R6.7.31まで) 880円(R6.8.1から)	1360円
世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税		段階 4	860円(R6.7.31まで) 920円(R6.8.1から)	1650円(R6.7.31まで) 1710円(R6.8.1から)	1680円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条関係）

以下のサービスは、ご利用料金の全額がご契約者の負担となります。

（サービスの概要とご利用料金）

① 特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

② 貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○ 管理する金銭の形態

金融機関に預けている預金

○ お預かりするもの

上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑

○ 保管管理者

施設長

○ 出納方法

- ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・保管管理者は入出金の都度、入出金記録を作成し、その写しをご利用者へ交付します。

○ご利用料金 無 料

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます

○ご利用料金 材料代等の実費をご負担いただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費をご負担いただきます。ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤理 容

理美容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。

○ご利用料金 実 費

⑥インフルエンザ予防対策

利用者及びご家族の意向を確認し、インフルエンザ予防接種を行います。

○ご利用料金 実 費

⑦契約書第 2 2 条に定める所定の料金

ご利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日当たりご利用料金の50%）

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) ご利用料金のお支払い方法 (契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、毎月10日までに前月分のご請求をいたしますので、20日までに指定金融機関へ振り込みにてお支払い下さい。振込手数料はご利用者様負担となります。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに対するご利用料金は、利用

日数に基づいて計算した金額とします)

荘内銀行 山形南支店 (店番 162) 普通預金 040171

口座名義 七日町こまくさ園ホーム利用口 理事長 田邊 美智子

(4) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により下記協力医療機関において診療・入院治療を受けることができます（但し下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません）

①協力医療機関

医療機関の名称	長岡医院
所在地	山形市七日町四丁目5番20号
診療科	内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	結城歯科医院
所在地	山形市久保田三丁目7番28号

6. 施設を退所いただく場合

特別養護老人ホーム七日町こまくさ園との契約では、契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事由があった場合には、特別養護老人ホーム七日町こまくさ園との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援、要介護1、2と判定された場合② 特別養護老人ホーム七日町こまくさ園が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 特別養護老人ホーム七日町こまくさ園が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ ご利用者から退所の申し出があった場合⑥ 特別養護老人ホーム七日町こまくさ園から退所の申し出を行った場合 |
|--|

(1) ご利用者からの退所の申し出（契約書第16条参照）

（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から特別養護老人ホーム七日町こまくさ園からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、特別養護老人ホーム七日町こまくさ園を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 特別養護老人ホーム七日町こまくさ園の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者が入院された場合
- ④ 特別養護老人ホーム七日町こまくさ園もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 特別養護老人ホーム七日町こまくさ園もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 特別養護老人ホーム七日町こまくさ園もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、特別養護老人ホーム七日町こまくさ園が適切な対応をとらない場合

(2) 特別養護老人ホーム七日町こまくさ園からの申し出により退所していただく場合（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、特別養護老人ホーム七日町こまくさ園から退所していただく場合があります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により特別養護老人ホーム七日町こまくさ園又はサービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じ

させた場合

- ④ ご利用者が連続して3カ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合（契約書第19条参照）
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第20条参照）

ご利用者が特別養護老人ホーム七日町こまくさ園を退所する場合には、利用者の希望により特別養護老人ホーム七日町こまくさ園はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人等について

- (1) 特別養護老人ホーム七日町こまくさ園では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。
- (2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。
- (3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。
 - イ) 死亡退所時のご遺体の引き取り
 - ロ) 入院時の対応
 - ハ) 利用契約が終了した後、特別養護老人ホーム七日町こまくさ園に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担
- ニ) 民法458条の2に定める連帯保証人
- (4) 前号の二における連帯保証人は、次の性質を有するものとします。
 - イ) 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
 - ロ) 前項の連帯保証人の負担は、極度額300,000円を限度とします。
 - ハ) 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- ニ) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利

用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

8. 苦情の受付について

- (1) 特別養護老人ホーム七日町こまくさ園における苦情の受付
特別養護老人ホーム七日町こまくさ園における苦情やご相談は以下の
専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔生活相談員〕 仁藤 郁美

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

（電話番号） 023-628-6000

- (2) その他苦情受付機関

山形県国民健康保険団体連合会

○所在地 寒河江市大字寒河江字久保6番地

○電話番号 0237-87-8000

山形市介護保険課

○所在地 山形市旅籠町2-3-25

○電話番号 023-641-1212（内線842～849）

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建て

(2) 建物の延べ床面積 5793.03㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています

〔短期入所生活介護（七日町こまくさ園ショートステイサービス）〕

平成11年7月19日指定 事業所番号0670100643

定員10名

〔地域密着型通所介護（七日町こまくさ園デイサービスセンター）〕

平成11年7月19日指定 事業所番号0670100635

定員10名

(4) 施設の周辺環境

1. 街なかにあって利用しやすい施設です

交通の便もよく、ご家族も気楽にお越しいただけますし、ボランティアの来所も多く、ご利用者とのふれあいも高まっています

2. 隣接に協力医療機関があり、その他専門医の往診も受けられ、きめ細かな健康管理をしています

内科

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

○ 介護職員

ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名のご利用者に対して1名の看護・介護職員を配置しています。

○ 生活相談員

ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

○ 看護職員

主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。3名以上の看護職員を配置しています。

○ 機能訓練指導員

ご利用者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

○ 介護支援専門員

ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

1名の介護支援専門員を配置しています。

○ 医師

ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の嘱託医を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ご利用後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。
(契約書第2条参照)

①当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）が施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を行います。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご利用者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画は、1年に1回、もしくはご利用者及びそのご家族等の要請に応じ、変更の必要があるかどうかを確認して、変更の必要のある場合には、ご利用者及びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における特別養護老人ホーム七日町こまくさ園の義務
(契約書第9条参照)

特別養護老人ホーム七日町こまくさ園は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看

護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。

- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。またその他申請等ご利用者のご希望により代行援助を行います。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者またご利用者の求めに応じて閲覧できるようにいたします。
- ⑥ご利用に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただしご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦特別養護老人ホーム七日町こまくさ園及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって、知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上又はサービス担当者会議等において必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供する事があります。またご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合にも、ご利用者に関する情報を提供する事があります。

5. 施設利用の留意事項

特別養護老人ホーム七日町こまくさ園のご利用にあたって、特別養護老人ホーム七日町こまくさ園をご利用されているご利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。ただし、事前にご相談いただいた物品等で、管理者が認めた場合は、この限りではありません。

衣類、日用品、冷蔵庫、テレビ等

(2) 面 会

面会時間 10：00～19：00

※ 時間外の面会については、必ずその都度職員にお申し出ください。

※ なお、来訪される場合、おもち等のどに詰まりやすい食べ物やなまものを持ち込みもご遠慮ください。

※ 感染症等の理由により、面会についてはテレビ会議システムを用いることにより代える場合や、実施を制限する場合があります。

(3) 外出・外泊 (契約書第25条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月7日間といたします。

(4) 食 事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合に5.(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・整備の使用上の注意 (契約書第11条、第12条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○特別養護老人ホーム七日町こまくさ園の職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫 煙

施設敷地内全面禁煙の為、喫煙することはできません。

6. 損害賠償について (契約書第13条参照)

特別養護老人ホーム七日町こまくさ園において特別養護老人ホーム七日町こまくさ園の責任によりご利用者に生じた損害については、特別養護老人ホーム七日町こまくさ園は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められ、かつご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、特別養護老人ホーム七日町こまくさ園の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 事故発生時の対応

特別養護老人ホーム七日町こまくさ園は、ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。特別養護老人ホーム七日町こまくさ園は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をいたしました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム七日町こまくさ園

説明者氏名 生活相談員 署名：仁藤 郁美 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏 名 印

代理人住所

氏 名 印